

横芝光町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
25年度	人 25,321	千円 10,193,554	千円 445,618	千円 1,571,692	% 15.4	% 15.2

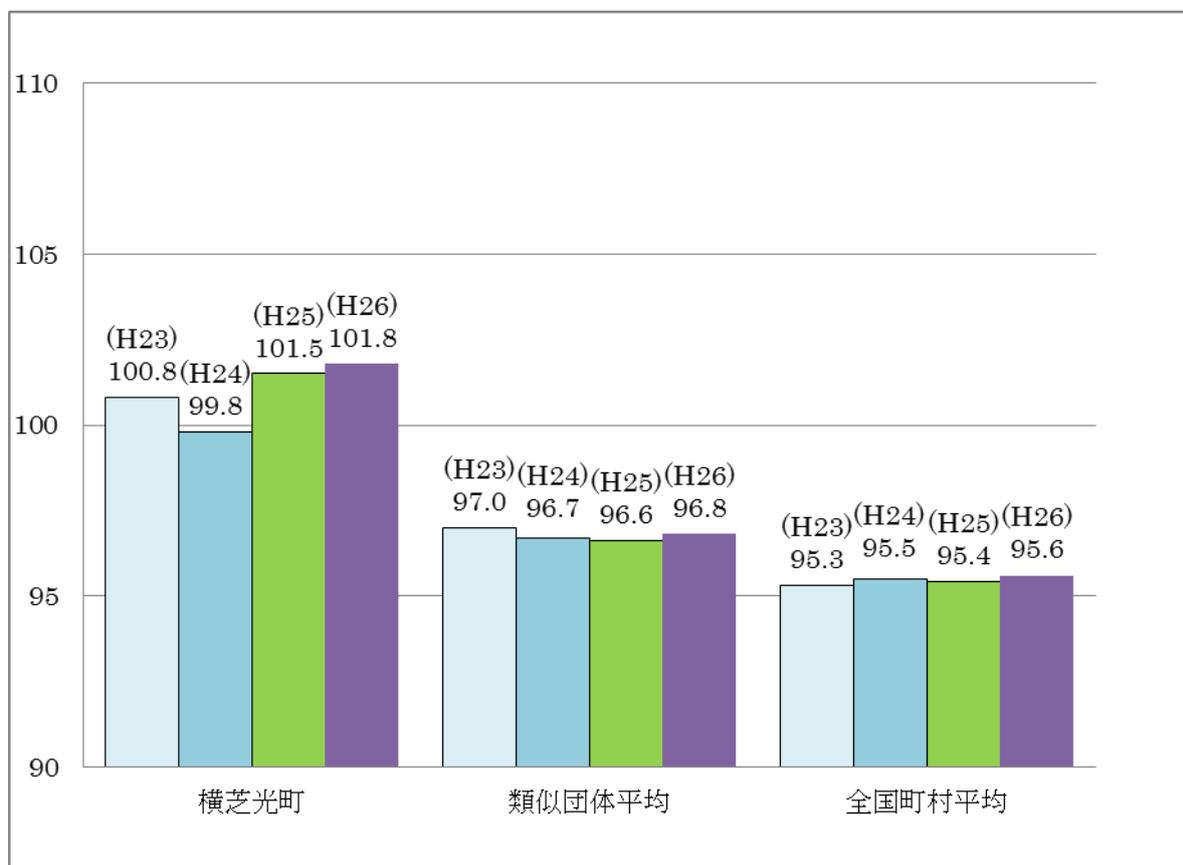
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 187	千円 660,640	千円 72,788	千円 250,236	千円 983,664

(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考) V - 2 平均一人当たり 給与費
千円 5,260	千円 5,601

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

・ラスパイレス指数について、経験年数が増えるほど高水準となっており、学歴（大学卒・短大卒・高校卒）によって指数にばらつきがあることから、昇格の抑制や学歴によつての昇格基準を適正にし指数の抑制を図る。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	円 —	円 —	円 ()	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均1.9%引き下げを実施。若年層については、引き下げずに高齢層について引き下げを実施。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 支給なし。

(実施時期) 予定なし

(参考)

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	— %	— %	— %
横芝光町の支給割合	— %	— %	— %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横芝光町	42.4歳	333,800円	367,700円	355,200円
千葉県	42.8歳	333,944円	424,045円	381,714円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	316,054円	372,370円	347,095円

② 技能労務職

2) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
横芝光町	49.3 歳	28 人	266,400 円	286,300 円	271,100 円	—	— 歳	—	—
うち 調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	調理士	44.0 歳	295,600	0.00
うち 用務員	50.7 歳	6 人	276,600 円	280,500 円	278,400 円	用務員	54.3 歳	199,300	1.41
うち その他	49.0 歳	22 人	263,700 円	288,000 円	269,200 円	—	— 歳	—	—
千葉県	52.4 歳	559 人	322,163 円	376,511 円	355,842 円	—	— 歳	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	— 歳	—	—
類似団体	50.0 歳	12 人	291,276 円	317,335 円	307,380 円	—	— 歳	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
横芝光町	4,472,400 円	— 円	—
うち 調理員	— 円	4,006,500 円	0.00
うち 用務員	4,410,000 円	2,747,000 円	1.61
うち その他	4,490,700 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用している。(平成21年から23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横芝光町	— 歳	— 円	— 円
千葉県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		横芝光町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	176,200 円	180,800 円	172,200 円
	高校卒	143,800 円	146,200 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	139,200 円	143,500 円	— 円
	中学卒	130,400 円	130,700 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

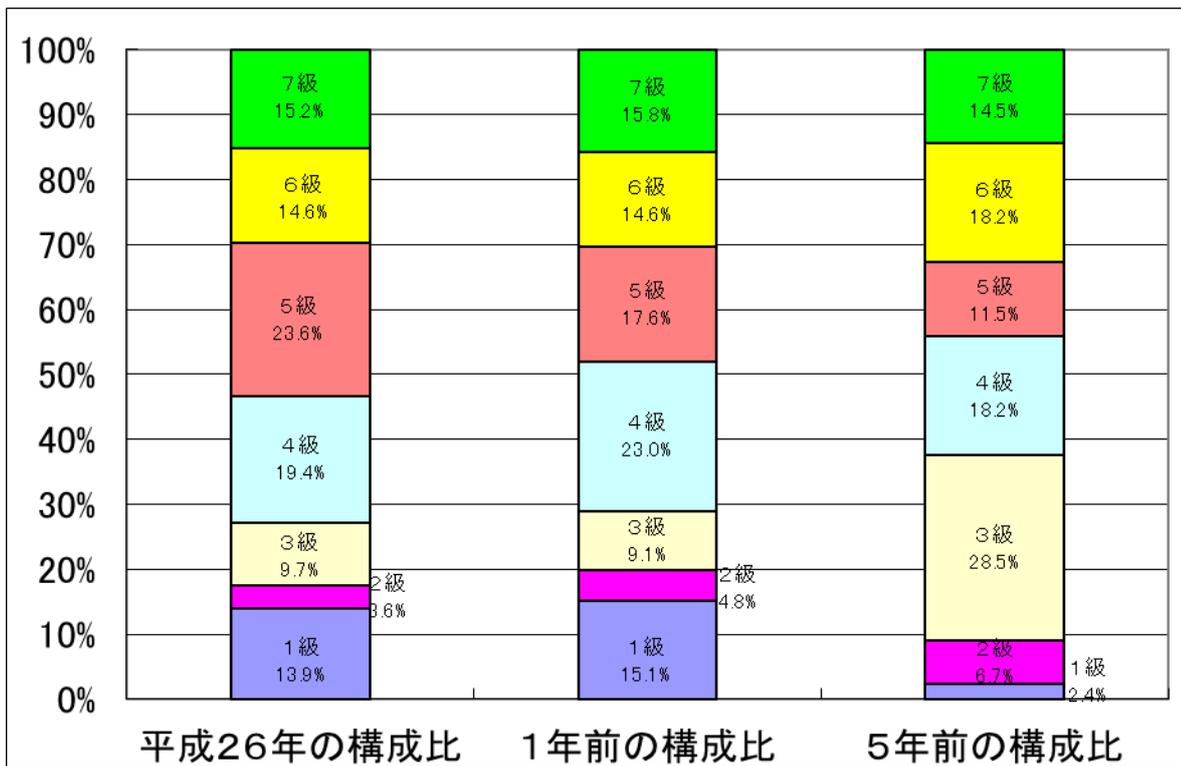
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	285,000 円	375,000 円	410,900 円	435,600 円
	高校卒	224,200 円	341,100 円	379,700 円	407,100 円
技能労務職	高校卒	210,700 円	242,200 円	296,800 円	— 円
	中学卒	186,200 円	— 円	334,100 円	290,400 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	理事、課長、所長、局長、事務長、室長、主幹の職務	25 人	15.2 %	367,500 円	456,200 円
6 級	班長、副主幹、所長、館長、局長、室長、保育所長の職務	24 人	14.5 %	322,100 円	422,600 円
5 級	主査、保育所長の職務	39 人	23.6 %	290,700 円	400,600 円
4 級	主査補の職務	32 人	19.4 %	263,500 円	388,300 円
3 級	副主査、主任主事、主任技師、主任保健師、主任看護師、主任栄養士、主任保育士、主任歯科衛生士、主任司書、主任学芸員の職務	16 人	9.7 %	226,300 円	354,700 円
2 級	主事、技師、保健師、看護師、栄養士、保育士、歯科衛生士、司書、学芸員の職務	6 人	3.6 %	189,700 円	308,000 円
1 級	主事、主事補、技師補、看護師、栄養士、保育士、司書、学芸員の職務	23 人	13.9 %	139,200 円	244,900 円

- (注) 1 横芝光町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき勤務成績の評定を実施

平成26年4月1日における定期昇給においては、評定期間(1年間)の全期間を通して勤務成績が良好である職員については一律昇給を実施。

(病気休暇等のあった職員については下位区分に決定。)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

横芝光町	千葉県	国
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,406千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,539千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (-)月分 (-)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成25年度現在、人事評価を実施した結果原則成績率に差を設けず一律支給（6月：67.5/100、12月67.5/100）を実施した。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

横芝光町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	21.62月分	27.025月分		勤続20年	21.62月分	27.025月分	
勤続25年	30.82月分	36.57月分		勤続25年	30.82月分	36.57月分	
勤続35年	43.7月分	52.44月分		勤続35年	43.7月分	52.44月分	
最高限度額	52.44月分	52.44月分		最高限度額	52.44月分	52.44月分	
その他の加算措置 (退職時特別措置 2%～20%)				その他の加算措置 (退職時特別措置 2%～45%)			
1人当たり平均支給額							
自己都合		5,988千円					
勸奨・定年		16,827千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	0%	— 人	— %
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			— (101.8)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		26,407千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		538,900円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		16.6%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療手当	医師	診療又は手術	13,925千円	月額170,000円
放射線手当	診療放射線技師、助手	放射線の照射作業	252千円	月額3,000円または5,000円
検査手当	臨床検査技師、助手	細菌等の検査作業	180千円	月額5,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師、看護助手	深夜の看護等の業務	12,021千円	日額5,600円または7,000円
待機手当	臨床検査技師	自宅待機	29千円	日額1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	33,245 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	142 千円
支給実績（24年度決算）	30,279 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	131 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同		千円 29,090	円 22,025
住居手当	・借家（12,000円以上） 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		千円 7,080	円 294,979
通勤手当	・電車、バスを利用 定期代を支給 ・自動車等を使用 距離に応じて2,000円 ～31,600円を支給	同		千円 17,599	円 69,285
管理職手当	・支給額 1種～7種 19,100円～137,700円	同		千円 24,053	円 407,667
管理職員特別勤務手当	・管理職手当受給職員 が、臨時又は緊急の必要 等により週休日又は休日 に勤務した場合に支給 4,000円～12,000円	同		千円 291	円 7,658
初任給調整手当	・東陽病院の医師に支給	同		千円 26,010	円 3,715,714
宿日直手当	・宿日直勤務を命ぜられた 場合に支給 2,950円～20,000円	同		千円 7,337	円 33,349

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	684,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 904,000 円 / 383,500 円
	(760,000 円)		
報 酬	副 市 町 村 長	546,300 円	750,000 円 / 478,800 円
	(607,000 円)		
報 酬	議 長	271,000 円	486,500 円 / 227,000 円
	副 議 長	217,000 円	419,300 円 / 182,000 円
	議 員	202,000 円	390,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(25年度支給割合) 3.95 月分	
	副 市 町 村 長	(25年度支給割合) 3.95 月分	
	議 長	(25年度支給割合) 3.95 月分	
退 職 手 当	副 議 長	(25年度支給割合) 3.95 月分	
	議 員	(25年度支給割合) 3.95 月分	
	備 考		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×0.35 11,491,200 円 任期满了時に支給	
退 職 手 当	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×0.25 6,555,600 円 任期满了時に支給	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

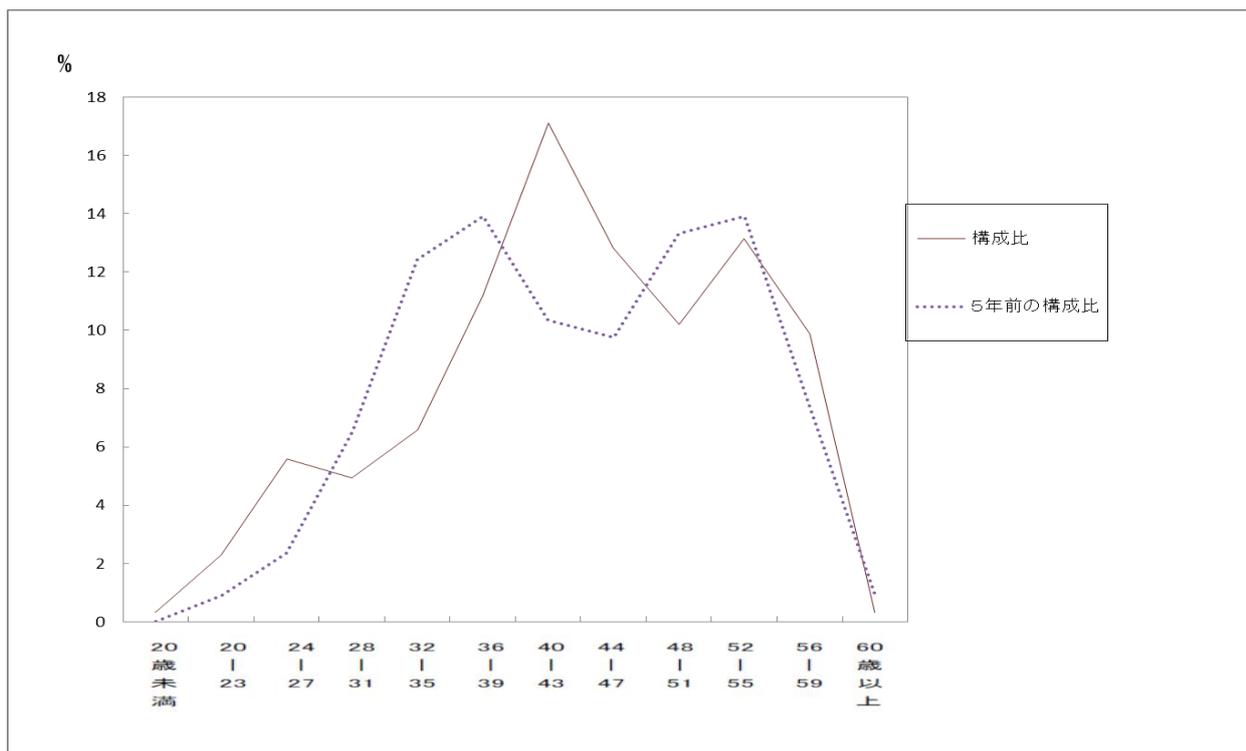
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
部 門		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	3	3	0	病気休職者及び育児休業者を配属のため増	
	議 会 総 務 税 務 民 生 衛 生 農 林 水 産 商 工 土 木	45	50	5		
		17	16	△1		
		33	33	0		
		19	18	△1		
		14	14	0		
		4	4	0		
		15	14	△1		
	計	150	152	2		<参考> 人口1万人当たり職員数 60.27 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.20 人)
	教育部門	38	36	△2		
小 計	188	188	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.55 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.04 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	83	78	△5	退職者数に対して採用者数が少ない	
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	24	20	△4		
小 計	108	99	△9			
合 計		296	287	△9	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.80 人	
		[348]	[348]	[-]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	17人	15人	20人	34人	52人	39人	31人	40人	30人	1人	287人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	154	148	151	149	150	152	▲2(▲1.3%)
教育	45	45	44	40	38	36	▲9(▲20.0%)
普通会計計	199	193	195	189	188	188	▲11(▲5.5%)
公営企業等会計計	111	113	109	104	108	99	▲12(▲10.8%)
総合計	310	306	304	293	296	287	▲23(▲7.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。